

# 平成31年度 湧別町 水質検査計画

## 水質検査計画について

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。  
水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査項目及び検査頻度
4. 臨時の水質検査
5. 水質検査機関
6. 水質検査計画の公表
7. その他留意事項

湧別町の浄水場は、湧別川やポン川の表流水、地下水を水源としています。  
継続的に良質な水道水を供給するためには、水源の水質を常に把握し、適正な  
浄水処理を行う必要があります。このため平成31年度湧別町水道水質検査計画  
を策定し、この水質検査計画に基づいて水質検査を行い適正な水質管理に努め  
るとともに、検査結果の情報を定期的に公表していきます。また水質検査の結果等  
を反映して、事業年度毎に水質検査計画の見直しを行い、水質管理体制の更なる  
充実と強化に努めるとともに、常に水質基準に適合した清浄で豊富な水道水を供給  
するために水質の維持管理を行います。

### 1. 基本方針

#### (1) 検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓水に加え、浄水場の原水も行います。

#### (2) 検査項目

検査項目は、安全及び法令を考慮して選定いたします。

#### (3) 検査頻度

検査頻度は、安全及び法令を考慮して定めます。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 浄水場の名称および施設概要

事業名	湧別町 水道事業			湧別町 簡易 水道事業	
施設名	東山浄水場	東浄水場	芭露浄水場	川西浄水場	学田配水池
水利権	5,123m <sup>3</sup> /日	—	259m <sup>3</sup> /日	—	—
計画最大給水量	4,867m <sup>3</sup> /日	1,164m <sup>3</sup> /日	230m <sup>3</sup> /日	410m <sup>3</sup> /日	300m <sup>3</sup> /日
水源名	湧別川 (表流水)	深層地下水	ポン川 (表流水)	浅層地下水	遠軽町 清川 浄水場 より分水
浄水方法	凝集沈殿・ 急速ろ過方式 後塩素処理	除鉄・除 マンガン ろ過方式 前・後塩素処理	緩速ろ過方式 後塩素処理	塩素消毒のみ	

表 1. 各浄水場施設概要

#### 1) 東山浄水場

急速ろ過方式を採用している浄水場です。

水量豊富で安定した水質である、湧別川を水源としていますが、降雨の影響を受けやすく、大雨時融雪時には原水の濁度及び色度が高くなります。

また、取水地点上流域には水質の汚染要因があることから、畜産農家等排水や油等による汚染事故に注意する必要があります。

#### 2) 東浄水場

深層地下水を水源とし、年間を通じて水質は安定しています。

鉄・マンガン除去を目的としたろ過処理を行っています。

#### 3) 芭露浄水場

緩速ろ過方式を採用している浄水場です。

ポン川の表流水を水源しており、降雨や融雪期には原水の濁度上昇及び色度上昇があります。当浄水場での処理水量が不足した場合には、東浄水場から配水池を通し給水します。

#### 4) 川西浄水場

浅層地下水を水源とし、年間を通じて水質は安定しています。

### 3. 水質検査項目及び検査頻度

#### (1) 浄水における水質検査項目と検査頻度

##### 1) 水質検査項目

法令に基づく水質検査表1の水質基準項目(51項目)の検査を各採水地点について行います。

##### 2) 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3に基づき次のとおり決定しました。(別表3の1、2 参照)

① 法令に基づく水質検査表1のうち、過去の検査結果、水源状況等により検査回数を減らすことが出来る項目、検査省略が可能な項目についても、水質が良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。  
(全項目検査51項目)

② 法令に基づく水質検査表1の項目1、2、11、34、38、39、46～51の検査は毎月行います。(毎月検査12項目)

③ 法令に基づく水質検査表1の項目3、9、10、12、14、15、17～31の検査は、年4回行います。東浄水場系統(芭露パークゴルフ場又は畜産センター)、芭露浄水場系統(芭露保育所)においてのみ水質検査表1の項目7の検査も、年4回行います。さらに湧別町水道事業では、東山浄水場において浄水の濁度・残留塩素・pH値・水温を自動測定による24時間監視の他、濁度・色度・残留塩素について1日2回検査を行います。他の浄水場では、それぞれに設置した常時測定のできる残留塩素計・浄水濁度計、色度計、pH計により、遠隔監視を行います。

④ 法令に基づく水質検査表1の項目42、43については、夏季において、藻類の発生に伴う濃度上昇の可能性があるので、7～9月のみ毎月実施します。

⑤ 不足案件が生じた場合は臨時検査を行います。

##### 3) 運搬方法

施設委託業者にて採水を行い、水質検査業者にて運搬を行います。

##### 4) 検査の実施

検査終了時には水道課長による検定を行い、検査が適正に行なっているか確認します。

## (2) 原水における水質検査項目と検査頻度

### 1) 水質検査項目

原水の採水地点において水質基準項目の内、消毒副生生物21～31、48を除く39項目とクリプトスポリジウム・シアルジア指標菌2項目の水質検査を行います

### 2) 検査頻度（別表6の1、2参照）

#### ①湧別町上水道事業（東山浄水場 原水 湧別川）

ア、法令に基づく水質検査表1の水質基準項目のうち1、2、11、34、38、39、46、47、49～51の検査を毎月行います。

イ、法令に基づくの水質基準項目のうち、消毒副生生物21～31、48を除く39項目の水質検査を年1回行います。

ウ、クリプトスポリジウム指標菌2項目の水質検査を年4回行います。

#### ②湧別町上水道事業（東浄水場 原水 深層井戸、芭露浄水場 原水ポン川）、川西簡易水道事業（川西浄水場 原水 浅層井戸）

ア、法令に基づく水質検査表1の水質基準項目のうち1、2、11、34、38、39、46、47、49～51の検査を毎月行います。

イ、法令に基づくの水質基準項目のうち、消毒副生生物21～31、48を除く39項目の水質検査を年1回行います。

ウ、クリプトスポリジウム指標菌2項目の水質検査を年4回行います。

## 4.臨時の水質検査

水源等において以下のような異常が発生し、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じた場合行います。

- ・ 水源水質が洪水などで著しく悪化した場合
- ・ 水質事故などによる水質異常が発生した場合
- ・ 水源付近や送・配水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行した場合
- ・ 浄水処理工程で異常があった場合
- ・ 大規模な送、配水管の事故等が発生した場合
- ・ その他特に必要と認められた場合

これらに基づき、臨時の検査を実施し水道水の安全性の確認を行います。

水質検査の結果、水質基準を超えた異常が検出された場合は、直ちに必要な措置を実施し、その際、広報活動を徹底し住民の健康を損なわないよう配慮することとします。

## 5.水質検査機関

水質検査は、水道法第20条第3項に規定する機関に委託します。その決定にあたっては、水道水検査信頼性の保証、検査精度管理の状況、臨時水質検査の体制などの実績を十分考慮します。

## 6. 水質検査計画の公表

湧別町公式ホームページで公表

## 7. その他留意事項

### (1) 水質検査計画の変更について

水質検査計画は、毎年度改定するとともに、法及び規則、各条例改正、水質検査委託先の変更等の事情により計画内容に相違が生じた場合は改定を行います。

### (2) 関係者との連携について

- ①水質検査委託機関とは、臨時の水質検査等を迅速に行えるよう連絡体制を保ちます。
- ②万が一水道事故等が発生した場合は、関係機関と連携し的確な処置を行います。